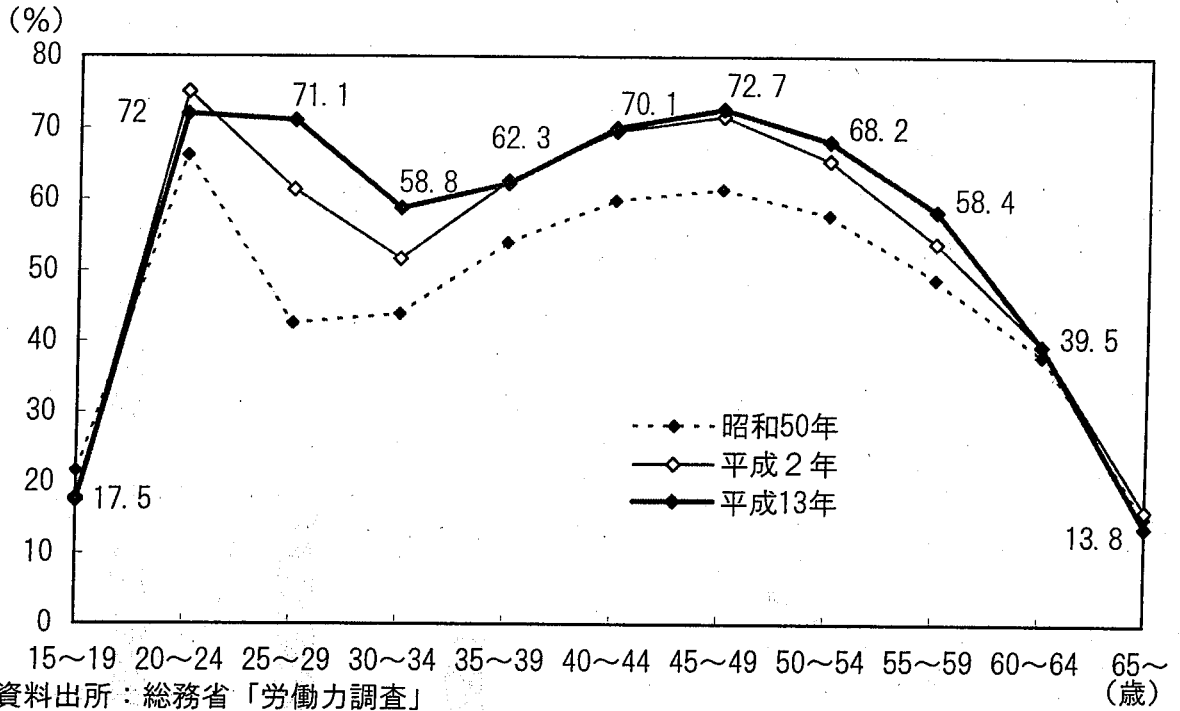
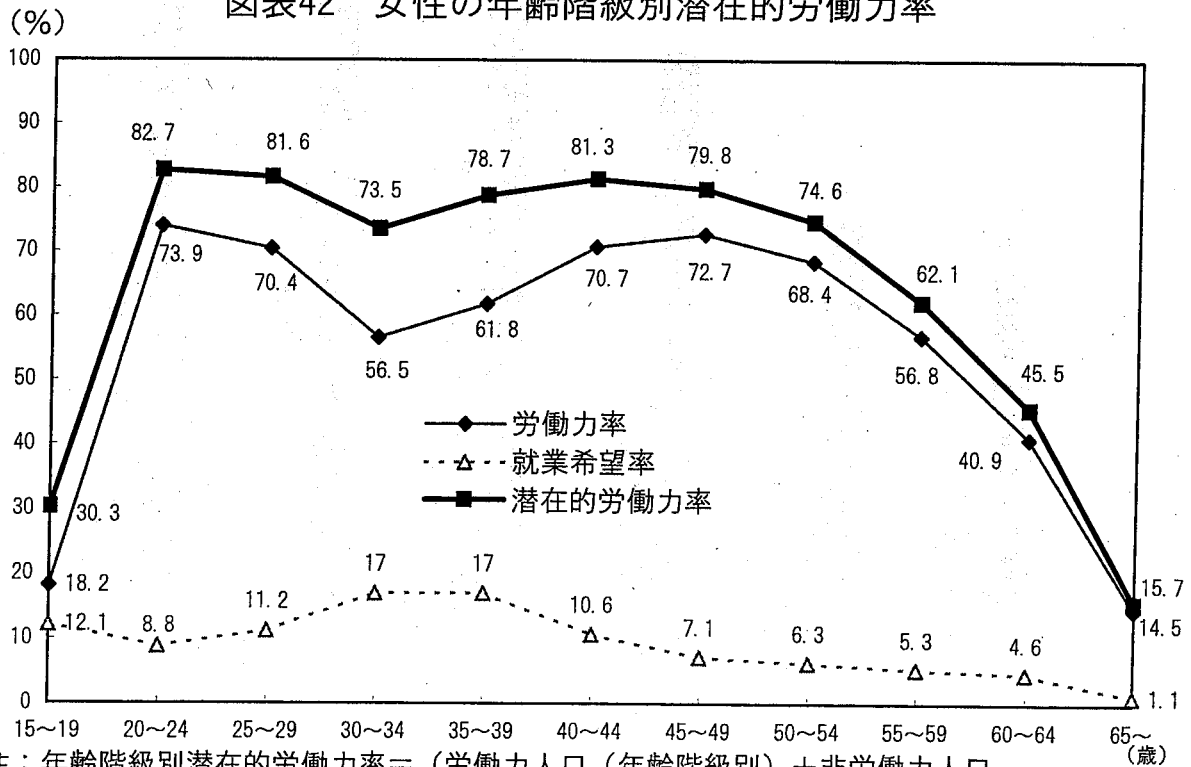


女性の労働力率は全体に上昇しているが、依然として「M字型」。
女性の労働力率は有配偶者で低い。潜在的労働力率は「台形」。

図表41 女性の年齢階級別労働力率の推移



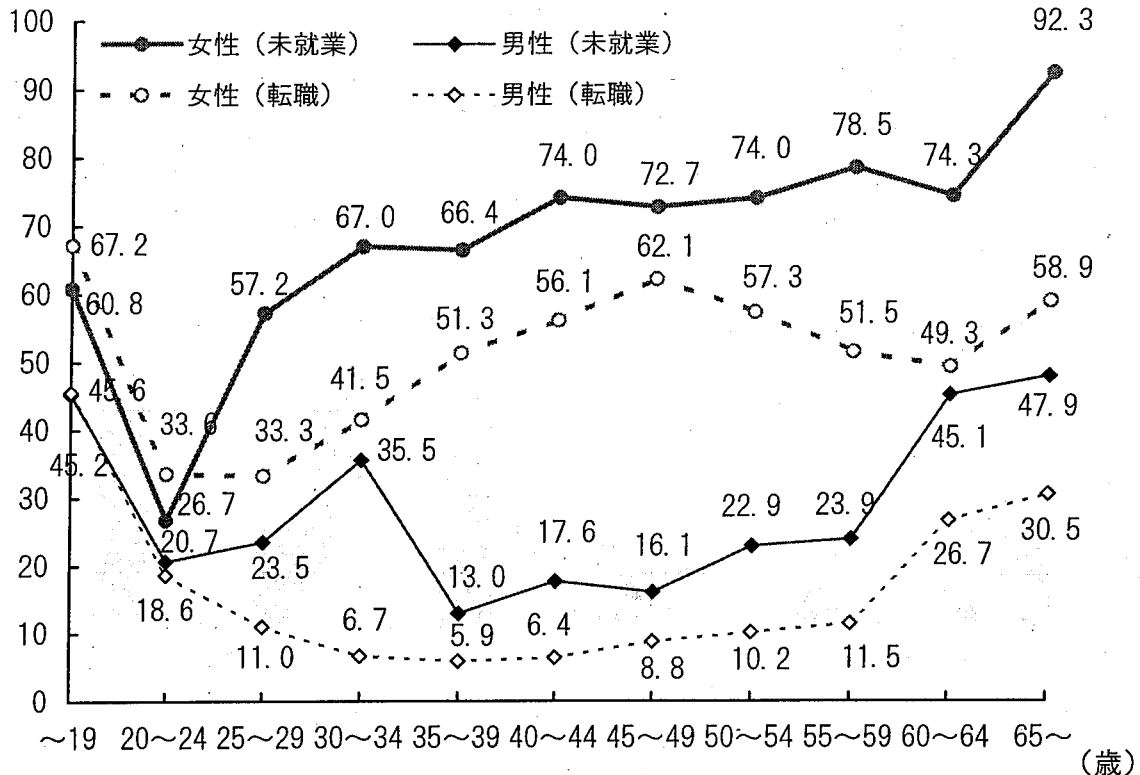
図表42 女性の年齢階級別潜在的労働力率



注：年齢階級別潜在的労働力率 = (労働力人口 (年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者 (年齢階級別)) / 15歳以上人口 (年齢階級別)
資料出所：総務省「労働力調査特別調査」(平成13年8月)

入職者に占めるパートタイム労働者の割合は、
30代女性で3分の2、40代女性では7割以上。

図表43 性・年齢階級別入職者に占めるパートタイム労働者の割合

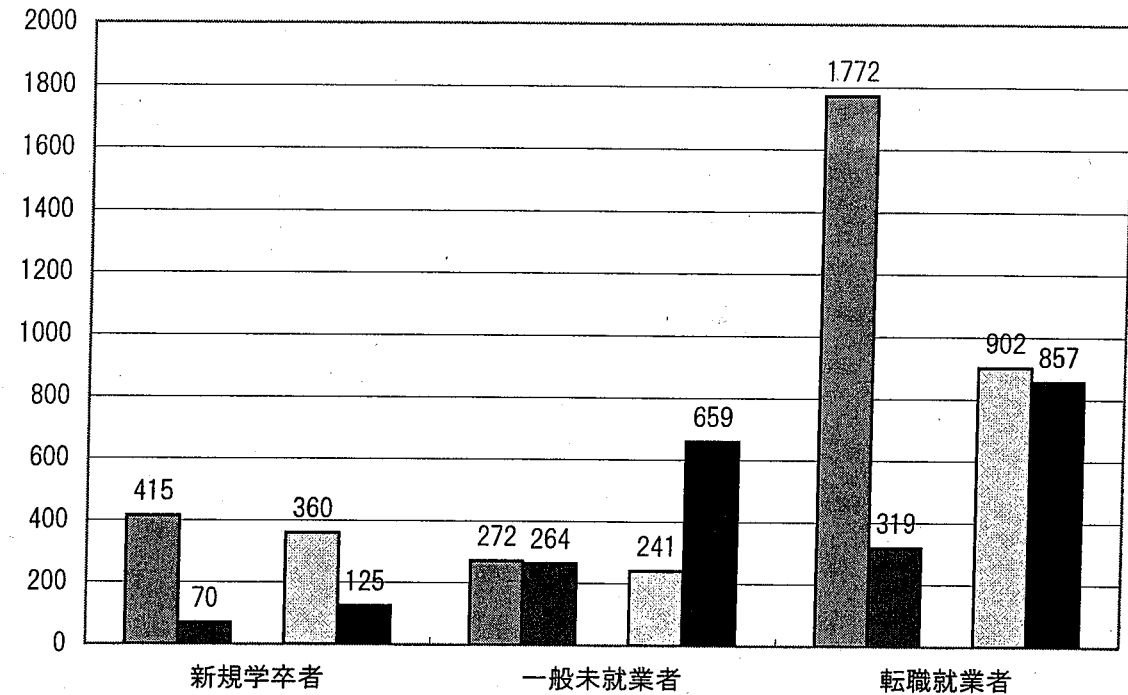


注：(1) それぞれの入職者に占めるパートタイム労働者（常用労働者のうち1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者又はその事業所の一般労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が短い者）の割合
(2) 「未就業」は、入職者のうち入職前1年間に就業経験のない者をいう。

資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」（平成12年）

一般未就業者(未就業入職者で新規学卒者以外のもの。再チャレンジの女性等を含む)の女性の多くが、パートタイム労働者になっている

図表44 職歴別入職者の状況



■一般労働者 男 ■パートタイム労働者 男 □一般労働者 女 ■パートタイム労働者 女

資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」(平成13年)

女性のパートタイム労働者で「希望にあう勤務先がなくやむを得ず非正社員になった」者が26.8%、自ら進んで非正社員になったものでも「育児・家事・介護がなかったら正社員を希望したもの」が年齢計で42.2%、特に子どもの小さい層である30～34歳では55.6%と最も高く、さらに35～44歳でも5割近くとなっている。

図表45 女性のパートタイム労働者が非正社員を希望した動機 (%)

	自ら進んで非正社員になった		正社員として働きたかったが、希望にあう勤務先がなく、やむを得ず非正社員になった	どっちでもよかった
		育児・家事・介護がなかったら正社員を希望したもの		
24歳以下	33.2	15.8	49.2	18.6
25～29歳	49.6	28.6	31.0	19.5
30～34歳	68.1	55.6	24.7	7.1
35～39歳	68.5	47.5	21.3	10.1
40～44歳	71.8	49.7	19.7	8.5
45～49歳	65.2	34.1	25.8	9.1
50～59歳	56.4	35.1	31.1	12.5
60歳以上	25.9	57.1	37.0	37.0
年齢計	61.6	42.2	26.8	11.6

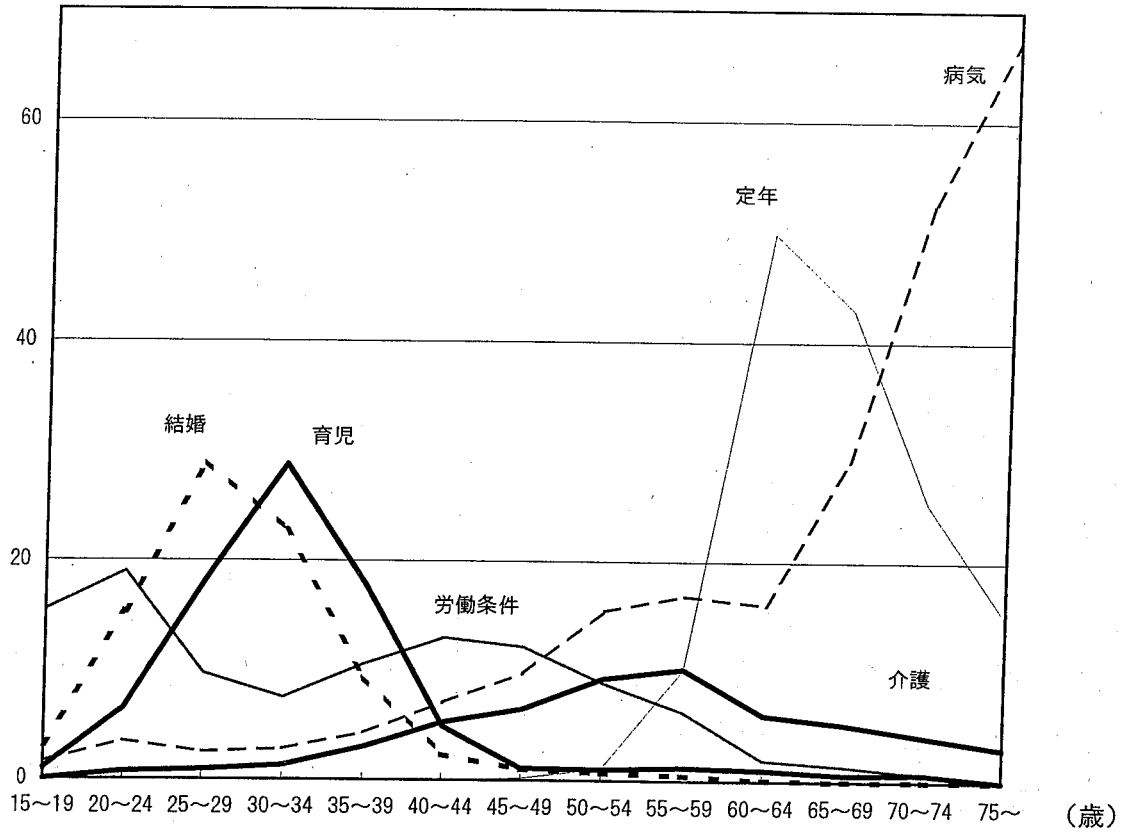
資料出所：21世紀職業財団「多様な就労形態のあり方に関する調査」（平成13年）

注）女性のパートタイム労働者は厚生労働省雇用均等政策課で再集計

労働力が落ち込む30～34歳層の離職理由は、結婚・育児が主因となっている。

図表46 離職の理由

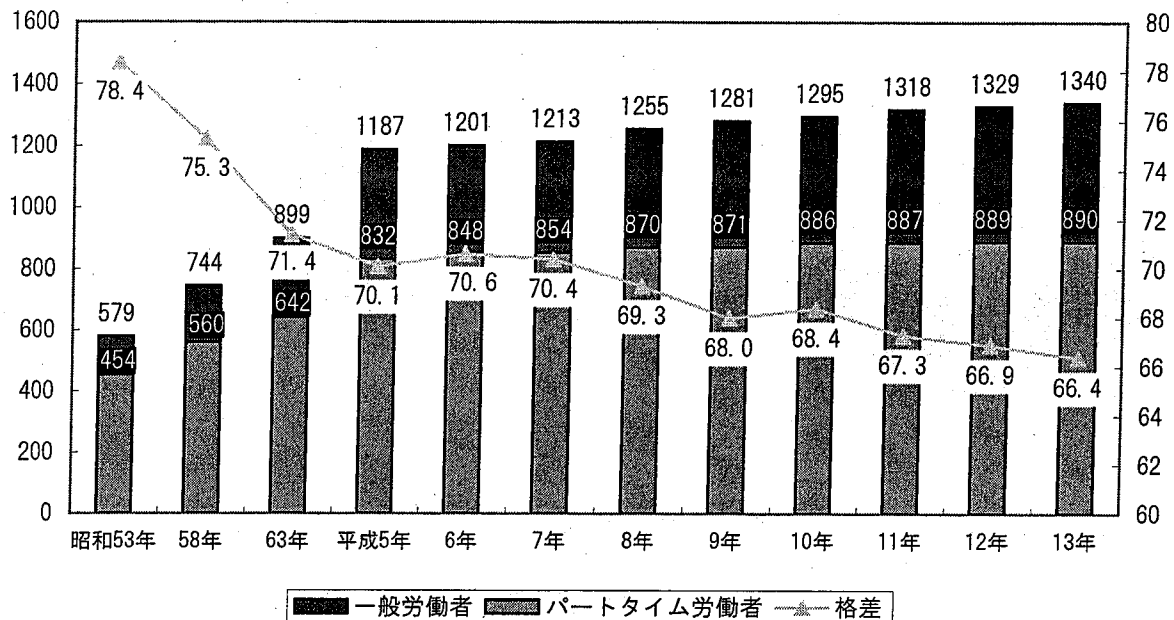
(%)



注：過去5年間に離職した女性（うち前職は雇用者）の離職理由別構成割合
 資料出所：総務省「国勢調査」（平成12年）、同「就業構造基本調査」（平成9年）

女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差は拡大を続けている。（ただし、正社員とパートの職業構成の違いを調整するとその差は8割程度になる。）

円 図表47 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移 %



性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移

年	女性			男性		
	一般労働者	パートタイム労働者	格差 (一般=100)	一般労働者	パートタイム労働者	格差 (一般=100)
平成元年	934円	662円	70.9	1542円	885円	55.4
2年	989円	712円	72.0	1632円	944円	57.8
3年	1072円	770円	71.8	1756円	1023円	58.3
4年	1127円	809円	71.8	1812円	1053円	58.1
5年	1187円	832円	70.1	1904円	1046円	54.9
6年	1201円	848円	70.6	1915円	1037円	54.2
7年	1213円	854円	70.4	1919円	1061円	55.3
8年	1255円	870円	69.3	1976円	1071円	54.2
9年	1281円	871円	68.0	2006円	1037円	51.7
10年	1295円	886円	68.4	2002円	1040円	51.9
11年	1318円	887円	67.3	2016円	1025円	50.8
12年	1329円	889円	66.9	2005円	1026円	51.2
13年	1340円	890円	66.4	2028円	1029円	50.7

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

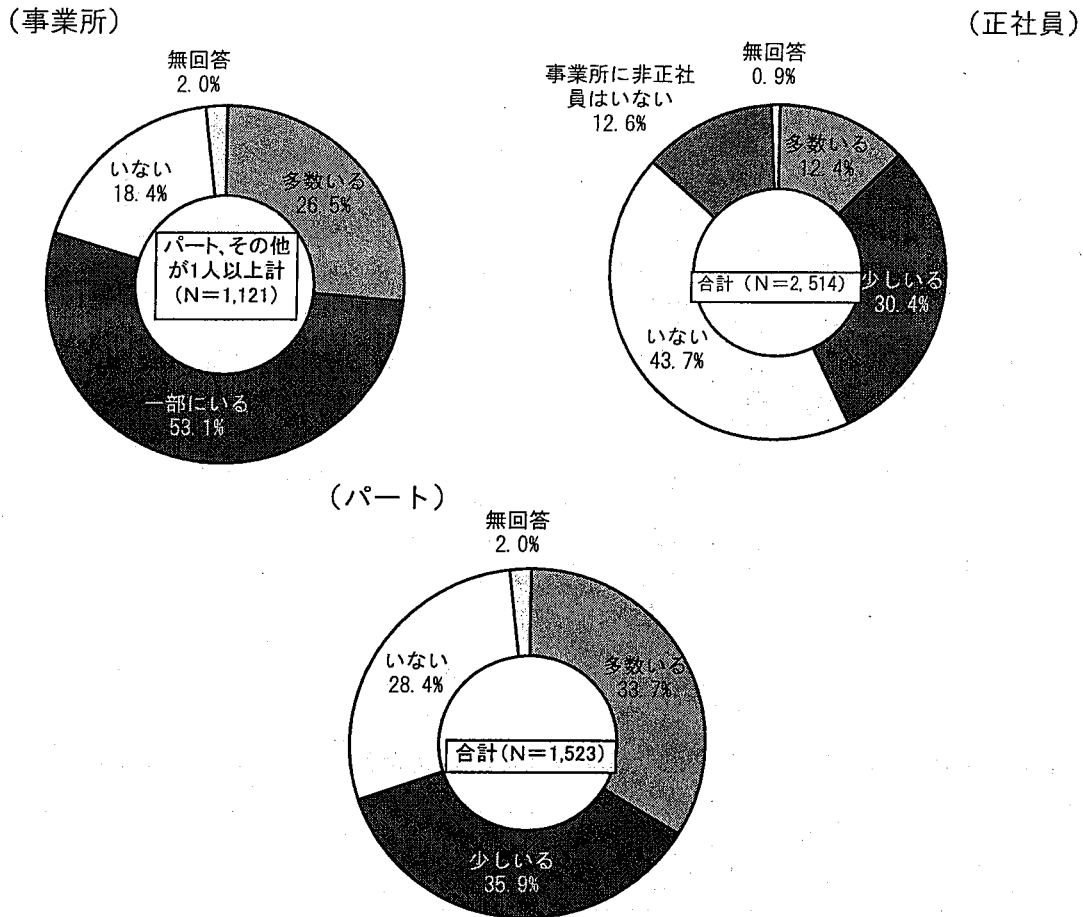
(注) 一般労働者の1時間当たり所定内給与は、それぞれ該当する一般労働者の所定内実労働時間数から次式により試算した。

「一般労働者の1時間当たり所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数」

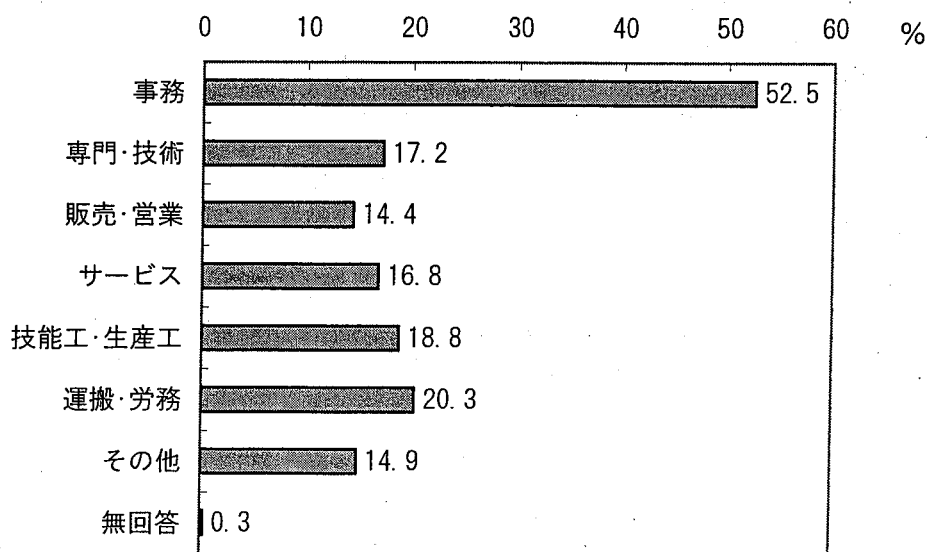
パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

正社員の4割、パートの7割が正社員と非正社員が同じ仕事をしていると感じている。特に事務職（52.5%）においてこの傾向が強い。

図表48 正社員と同じ仕事をしている非正社員

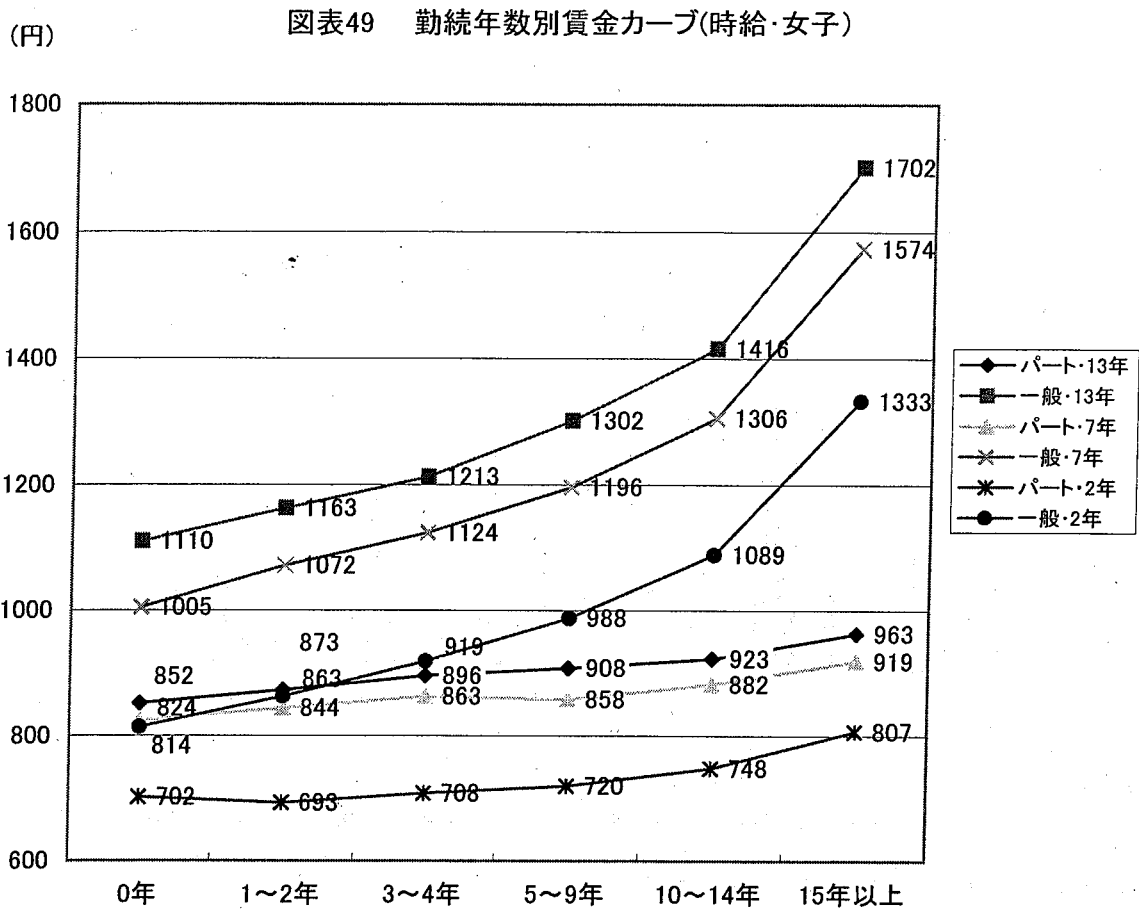


正社員と同じ仕事をしているパートが携わっている職種(事業所) (M. A)



資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」(平成13年)

賃金格差は、採用時だけでなく、勤続年数を反映した賃金上昇の違いも大きい。



(備考)

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(パートについては特別集計)により、短時間・在宅労働課で算出した。

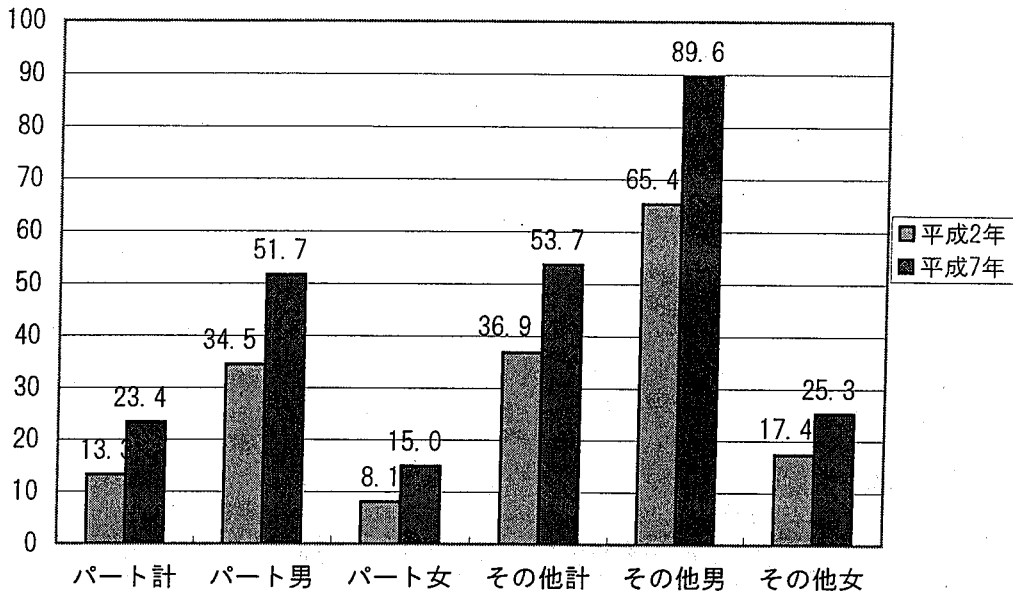
パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

厚生労働省パートタイム労働研究会「パート労働の課題と対応の方向性・パートタイム労働研究会最終報告」(平成14年)

主に自分の収入で暮らしているパートの割合が、増加している。

図表50 主に自分の収入で暮らしているパートの割合



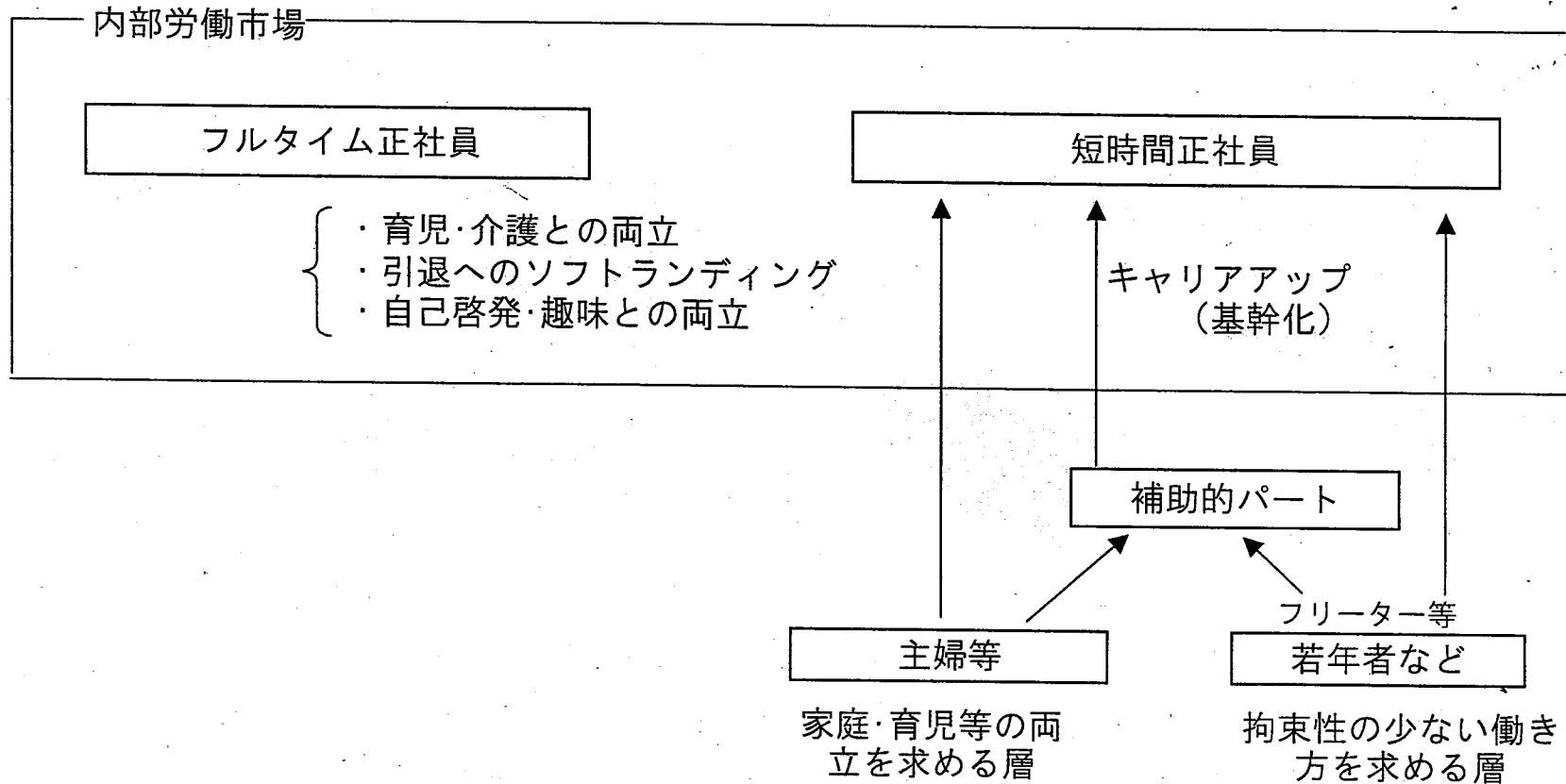
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

(注1) 「パート」とは正社員以外のもので名称にかかわらず、1週間の所定内労働時間が正社員よりも短い労働者をいう。「その他」とは、正社員以外の労働者で1週間の所定内労働時間が正社員と同じか長いものをいう。

(注2) 平成7年の調査で、配偶者を有するもので主に自分の収入で暮らしているパートの割合は、それぞれパート計15.0%、男83.0%、女4.5%、その他計51.0%、男95.1%女8.9%である。

図表51 短時間正社員の概念

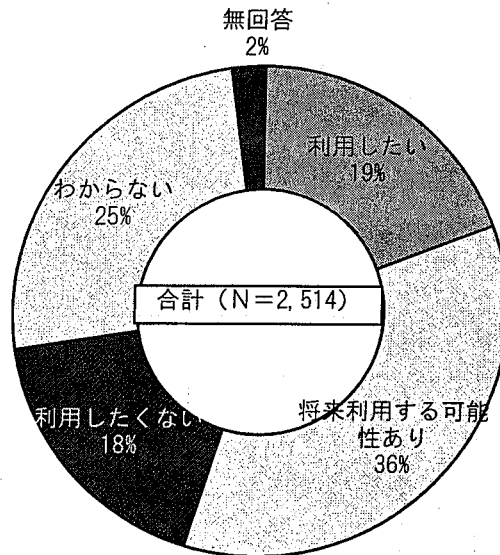
※ここでは、「フルタイム正社員より一週間の所定労働時間は短いが、フルタイム正社員と同様の役割・責任を担い、同様の能力評価や賃金決定方式の適用を受ける労働者」とする。



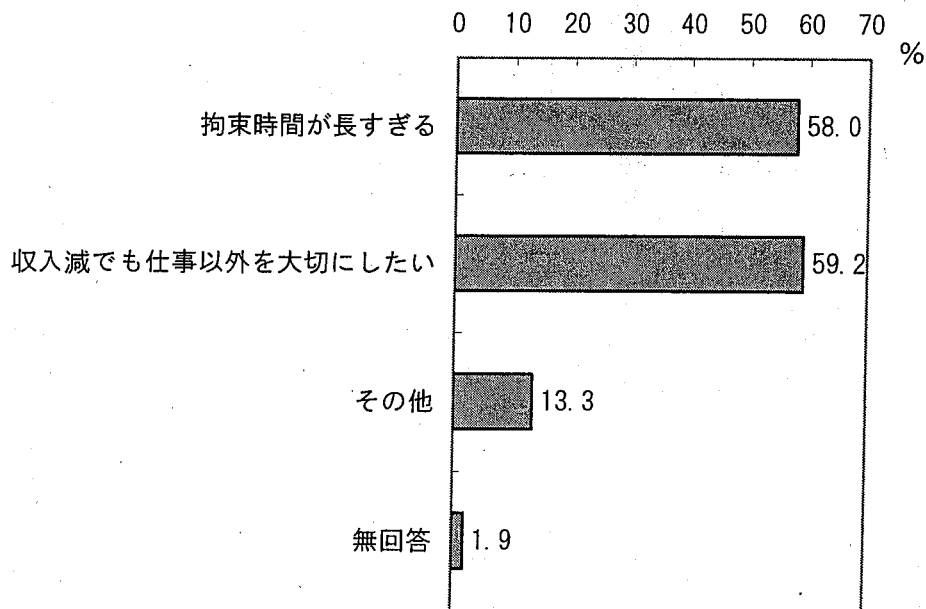
資料出所：厚生労働省パートタイム労働研究会最終報告「パート労働の課題と対応の方向性」（平成14年8月）

半数以上の人は、短時間正社員制度を利用する可能性があると感じた。また、利用したい理由としては、「拘束時間が長すぎる」(58.0%)、「収入減でも仕事以外を大切にしたい」(59.2%)と答えたものが多い。

図表52 短時間正社員制度の利用希望（正社員）



短時間正社員制度を利用したい理由

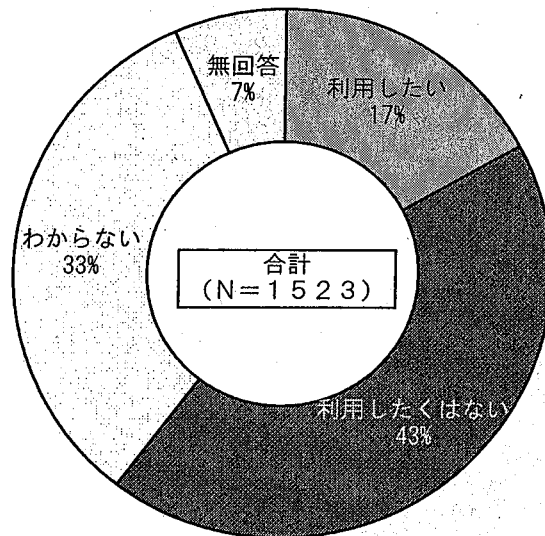


資料出所：21世紀職業財団「多様な就労形態のあり方に関する調査」(平成13年)

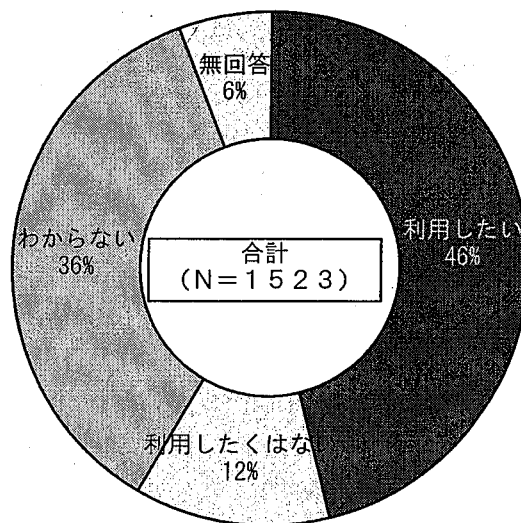
「短時間正社員」制度が残業や転勤がほとんどないものであれば半数弱の人が利用したいと考えているが、残業も転勤もフルタイム正社員と同様のものであっても、2割弱の人が利用したいと考えている。

図表53 短時間正社員制度の利用希望（パートタイム労働者）

1 残業も転勤もフルタイム正社員と同様の「短時間正社員」制度



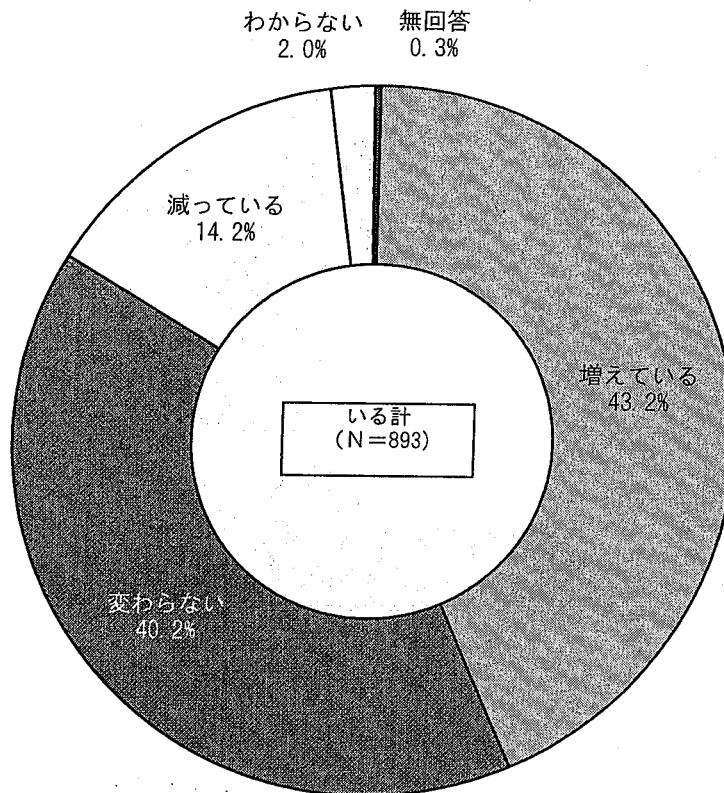
2 残業や転勤がほとんどない「短時間正社員」制度



資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」（平成13年）

3年前と比べ、非正社員が増えているとした事業所は43.2%であった。

図表54 3年前と比べた非正社員の増減（事業所）

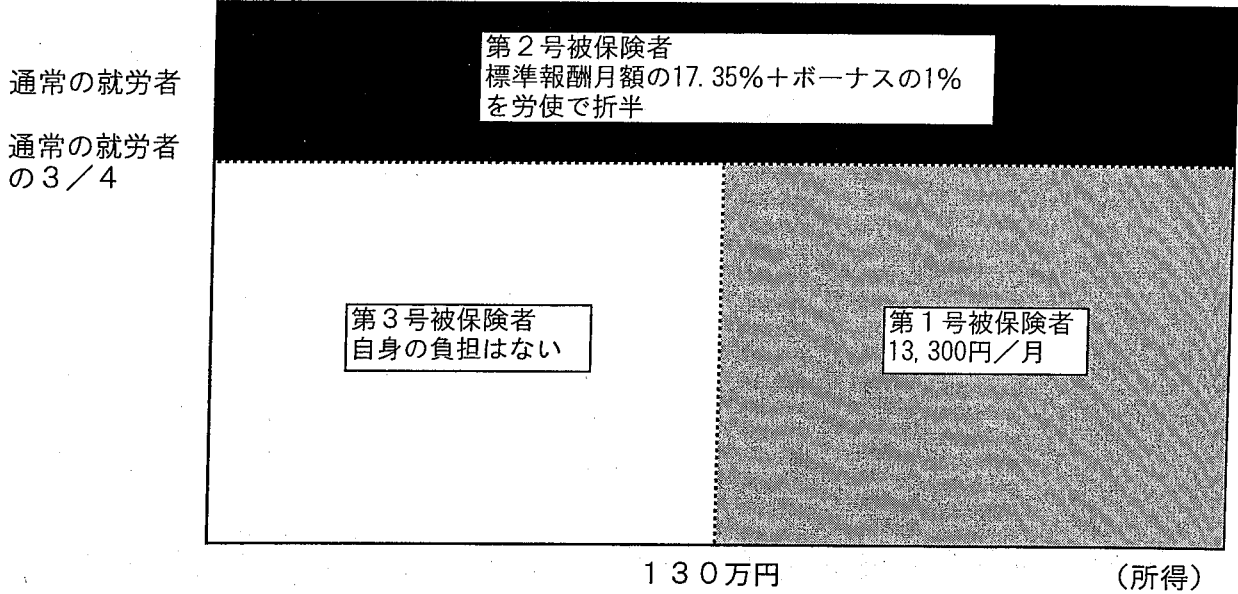


資料出所：21世紀職業財団「多様な就労形態のあり方に関する調査」（平成13年）

所定労働時間が正社員の4分の3未満であって、所得が130万円に満たないパートタイム労働者は、第3号被保険者に含まれ、社会保険料を自ら負担する必要はない。

図表55 被扶養配偶者であるパートタイム労働者の厚生年金保険・国民年金の適用について

(所定労働時間)



注：通常の就労者の4分の3とは、1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上であること(使用期間が2か月未満の場合を除く。)
資料出所：内閣府「家族とライフスタイルに関する研究会報告書」(平成13年6月)

配偶者手当の支給制限を行っている企業のうち、支給額を所得税の非課税限度額又は配偶者控除の限度額に合わせている企業の割合は、合計で8割近くに達している。

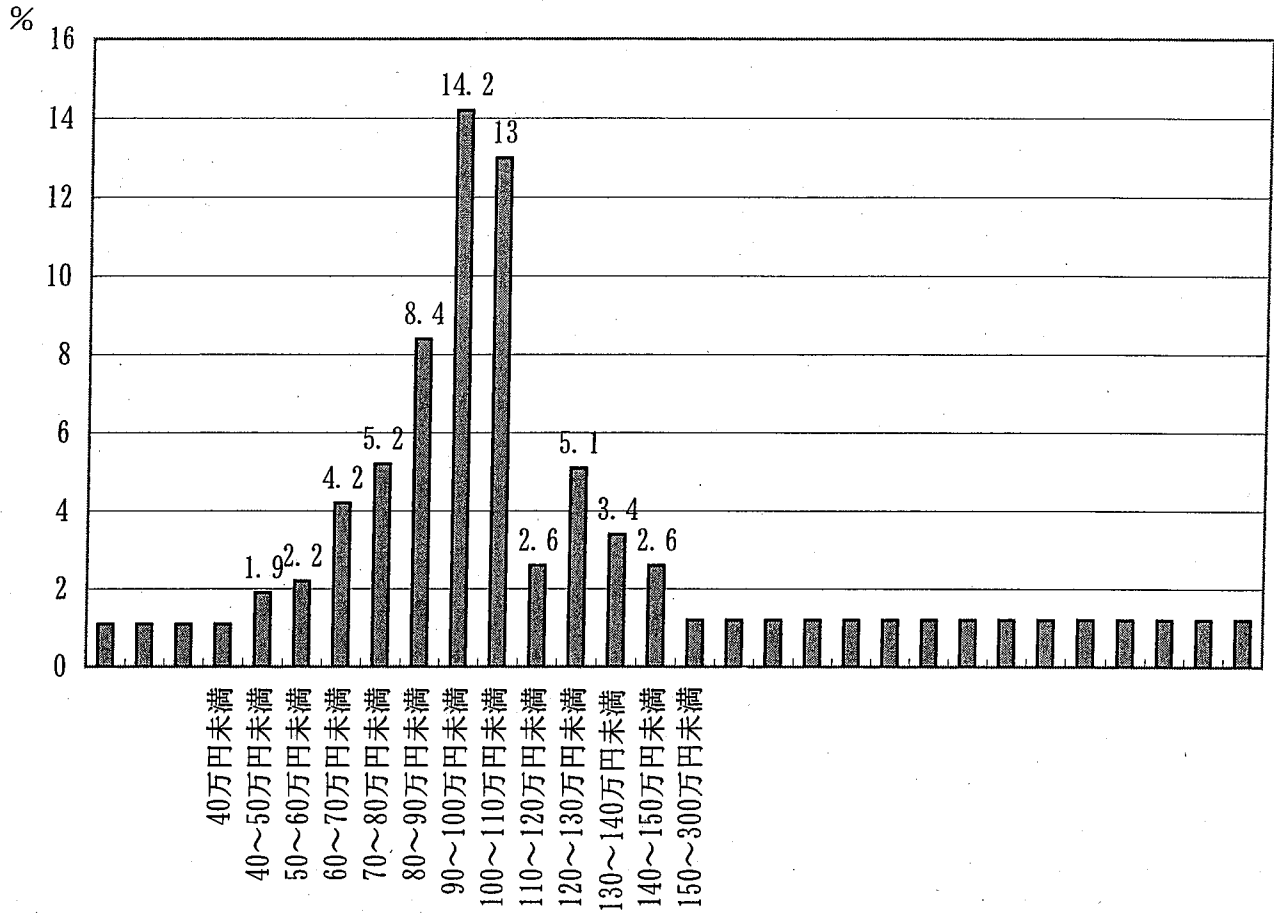
図表56 企業の配偶者手当の支給制限額

支給制限がある企業	(%)				
	所得税の非課税限度額(103万円)に合わせている	配偶者控除の対象となりうる限度額(103万円)に合わせている	社会保障の被扶養者となりうる限度額(130万円)に合わせている	配偶者特別控除の対象になりうる限度額(141万円)に合わせている	税制、社会保障制度とは無関係に決めている
100.0	37.9	38.5	15.4	5.3	2.8

資料出所：厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(平成9年)

年収90～100万円の占める割合が最も高く、年収100万円未満の人は全体の4割を占める。

図表57 女性パートタイム労働者の収入分布



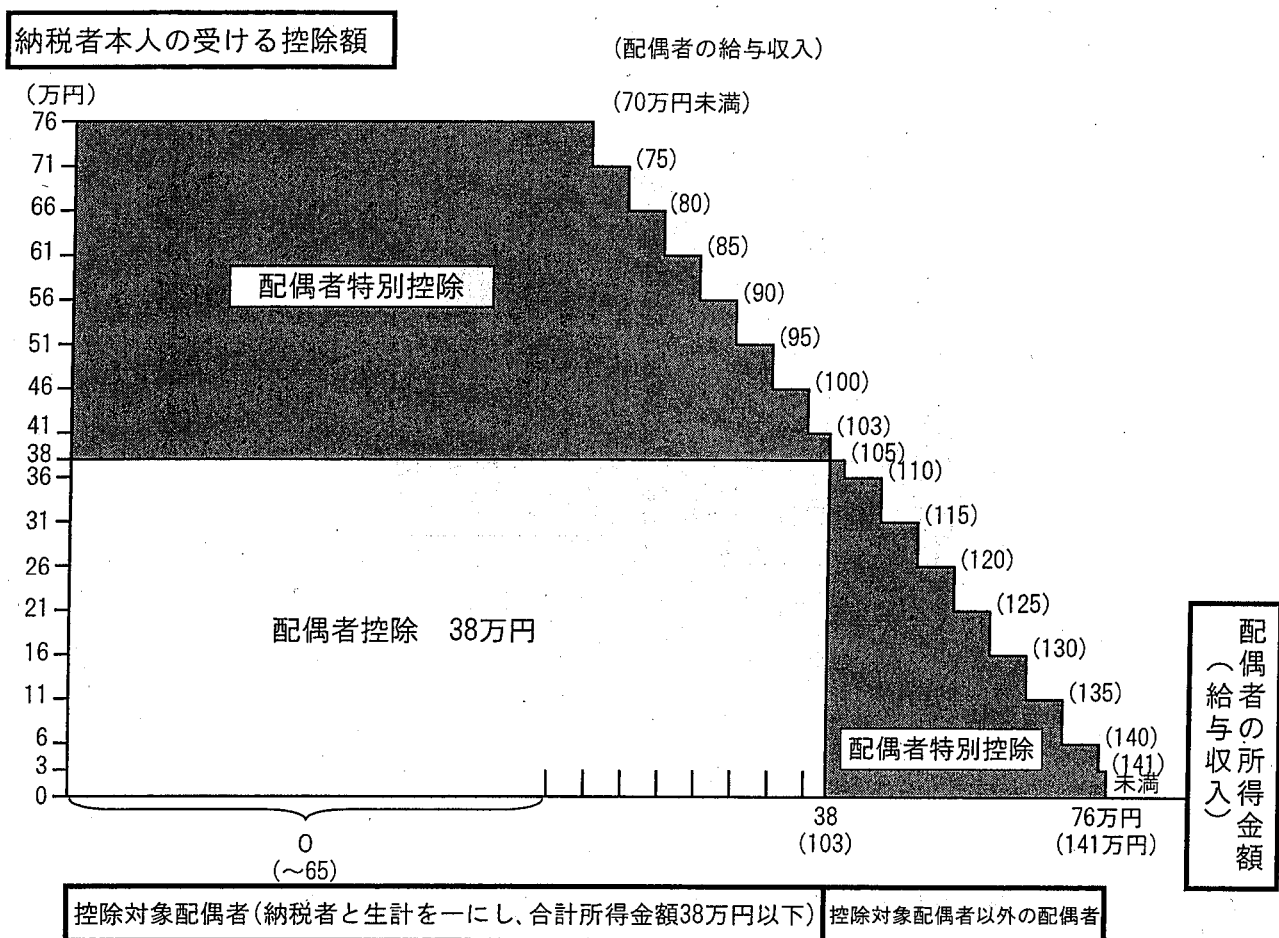
注：(1)「40万円未満」については調査結果の人数を4等分、「150～300万円未満」については調査結果の人数を15等分して図示している。

(2)300万円以上(全体の1.3%)については割愛した。

資料出所：厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成13年)により作成。

被扶養配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどにかんがみ、1961年に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設された。その後、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題（パートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象）への対応の観点などから、1987年の抜本改正時に消失控除（収入増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たす）の形で配偶者特別控除が創設された。これにより、税制上の手取りの逆転現象は解消されている。

図表58 配偶者控除及び配偶者特別控除の制度概要

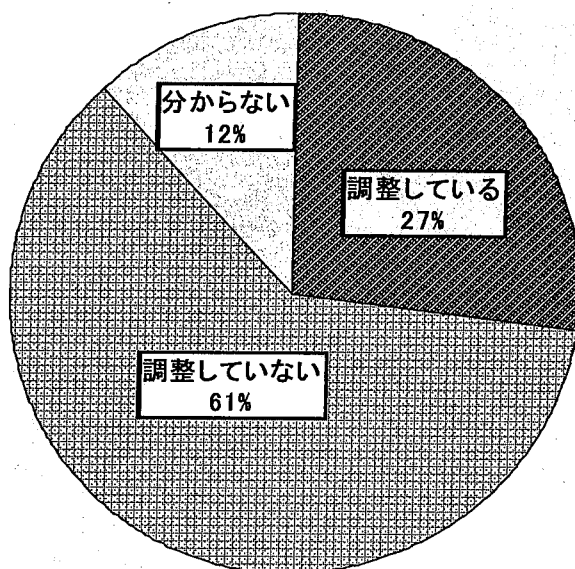


- 注：(1) 個人住民税の配偶者控除額及び配偶者特別控除の限度額は、それぞれ33万円である。
 (2) 本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除は適用されない。
 (3) 事実婚の場合には適用されない。

資料出所：税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」答申（平成12年7月）により作成。

税等がかからないよう就労調整しているパートは全体の約3割。

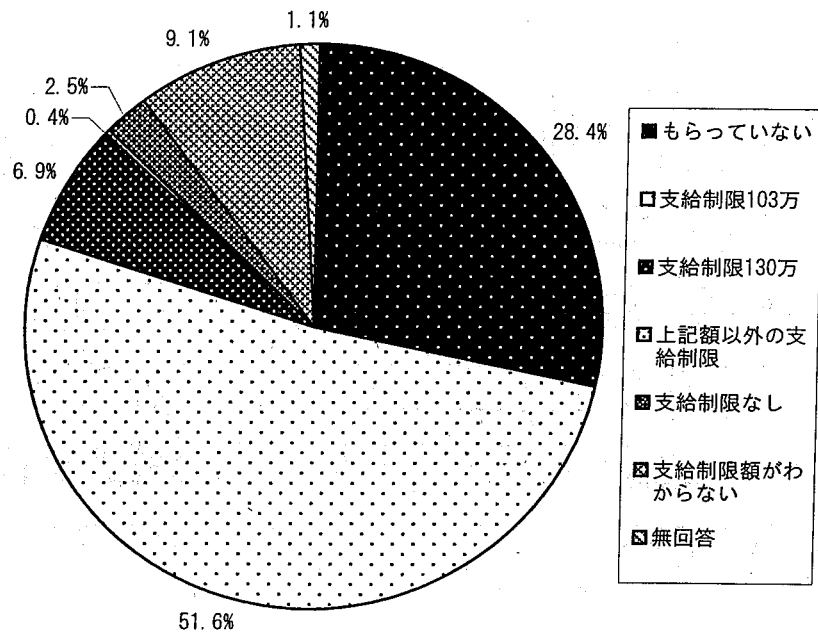
図表59 パートタイム労働者(女子)における年収の調整割合



資料出所:厚生労働省「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」

年収103万円を超えないように考慮している労働者のうち労働時間を増やすと家計全体の手取が減ると思っている者の配偶者手当の状況としては、103万円の支給制限があるところが51.6%と最も多い。

図表60 年収103万円を超えないように考慮している労働者のうち労働時間を増やすと家計全体の手取が減ると思っている者の配偶者手当の状況



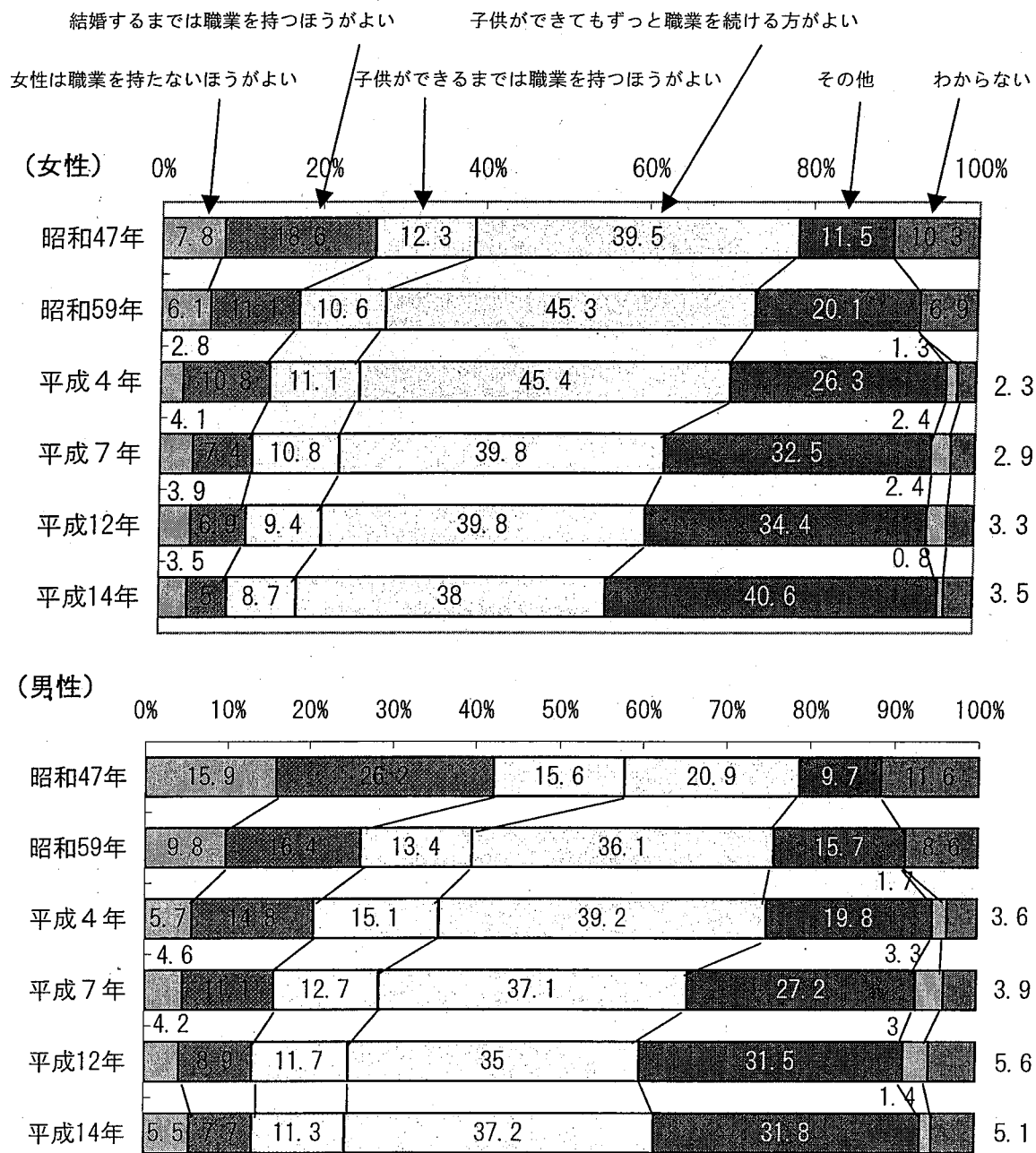
資料出所：21世紀職業財団「多様な就労形態のあり方に関する調査」（平成13年）

（注）合計（N=275）

（注）男女パート回答者のうち、年収103万円を超えないよう考慮していて、かつ、労働時間を増やした場合の税・社会保障負担について「税・社会保障負担がかかる結果、労働時間を増やしても家計全体の手取りが労働時間を増やす前よりも減ってしまう」と回答した者についての、配偶者手当の状況を見たものである。

「継続就業型」を望むのは34.4%、「再就職型」を望むのは39.8%。時系列で見ると「継続就業型」を望む割合が増えているが、実態は「再就職型」が多い。

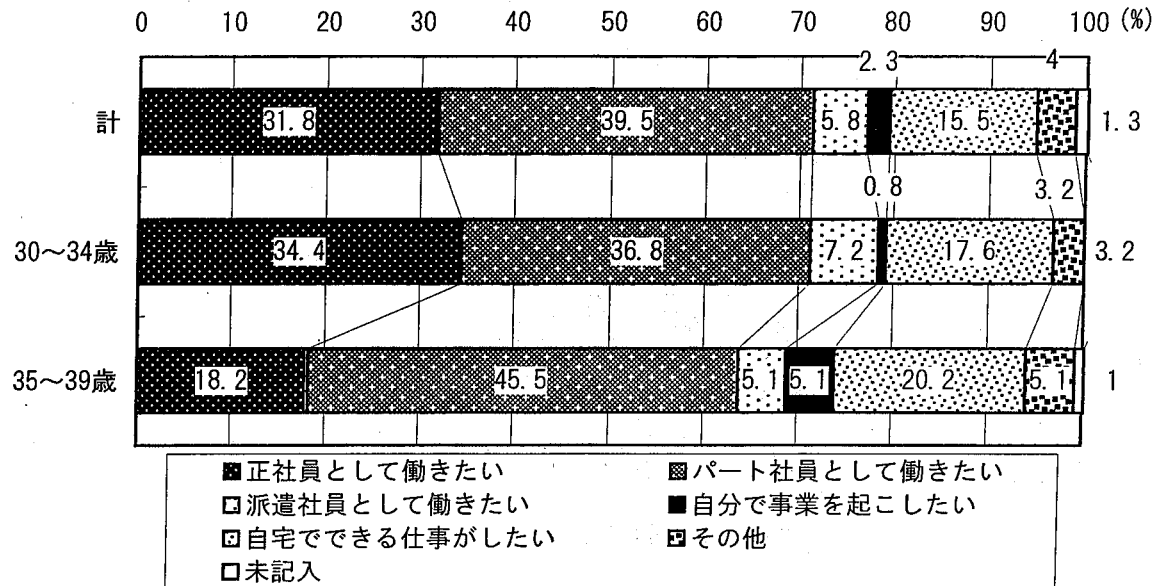
図表61 女性が職業をもつことについて



資料出所：総理府「婦人に関する意識調査」（昭和47年）・「婦人に関する世論調査」（昭和59年）・「男女平等に関する世論調査」（平成4年）・「男女共同参画に関する世論調査」（平成7年）・「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

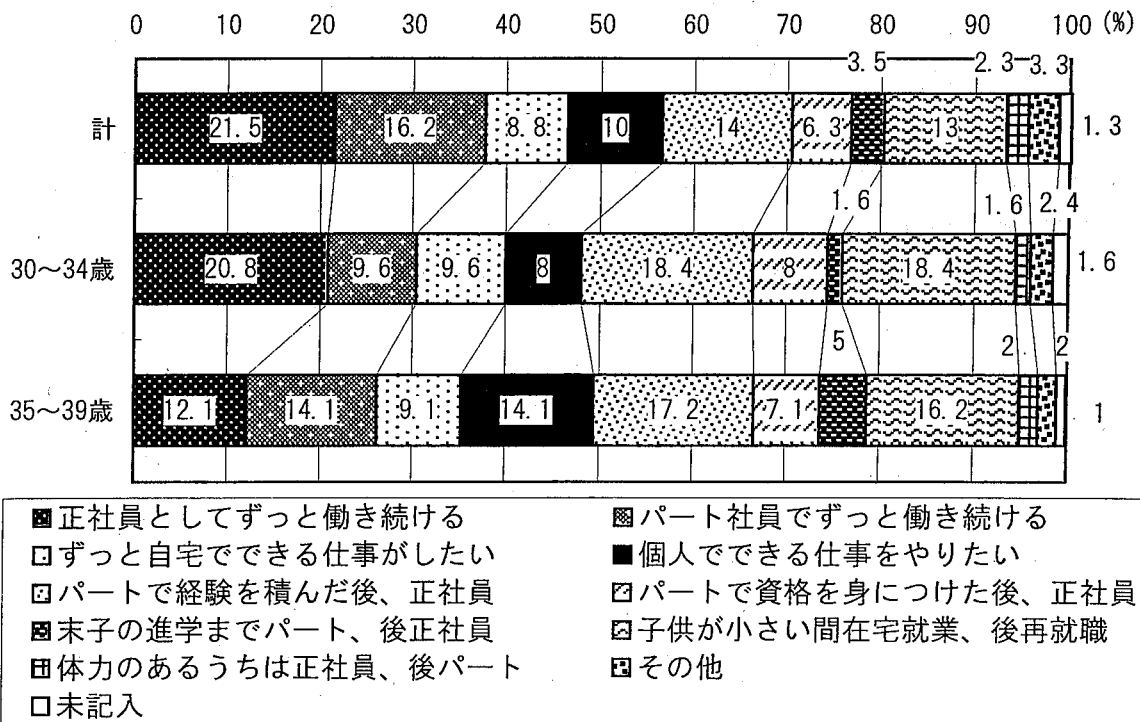
高学歴女性が当面希望する就業形態と長期的に希望する就業形態を比較すると、将来的には正社員を希望。

図表62 当面、希望する就業形態（無業再就職希望者）



資料出所：日本労働研究機構「高学歴女性と仕事に関するアンケート」（平成12年）

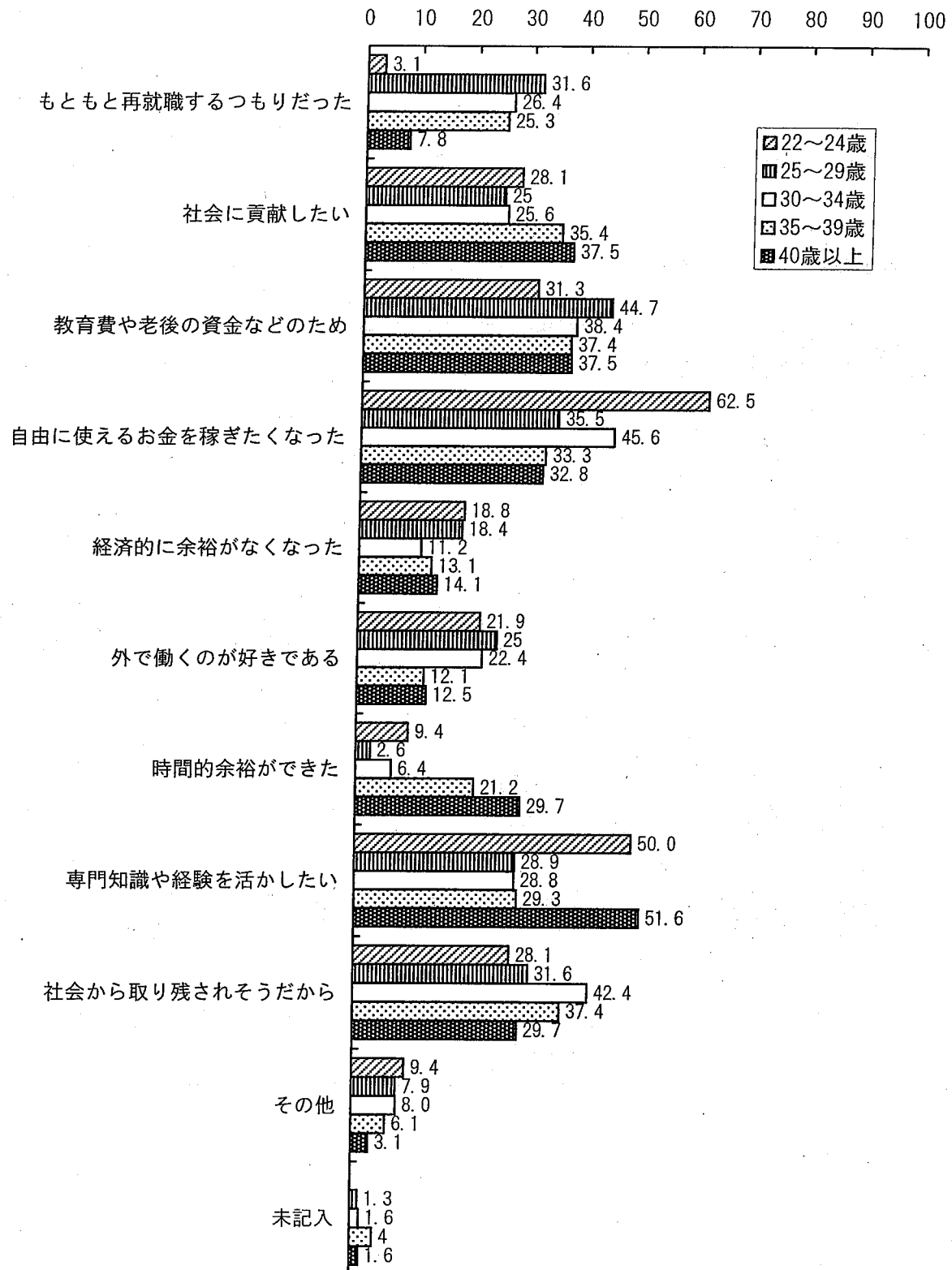
図表63 長期的にみて希望する就業形態（無業再就職希望者）



資料出所：日本労働研究機構「高学歴女性と仕事に関するアンケート」（平成12年）

働きたい理由としては「自由に使えるお金を稼ぎたくなった」、「専門的知識や経験を活かしたい」などが多い。

図表64 働きたい理由（無業再就職者）



注：大学卒の女性（5,000人）を対象とした調査である。

資料出所：日本労働研究機構「高学歴女性と仕事に関するアンケート」（平成12年）

仕事につけない理由は、若年層では「希望する仕事の種類・内容の仕事がない」が4割を占め、家庭責任のある35～44歳層では「勤務時間・休日などが希望とあわない」、中高年層では「求人の年齢と自分の年齢とがあわない」が多い。

図表65 性・年齢・仕事につけない理由別完全失業者の割合

(%)

	総数	仕事につけない理由						その他
		賃金・給料が希望とあわない	勤務時間・休日などが希望とあわない	求人の年齢と自分の年齢とがあわない	自分の技術や技能が求人要件に満たない	希望する種類・内容の仕事がない	条件にこだわらないが仕事がない	
男女計	100.0	8.6	8.1	20.6	5.3	28.3	10.8	12.5
15～24歳	100.0	6.8	9.6	4.1	6.8	37.0	11.0	15.1
25～34歳	100.0	11.2	10.2	2.0	8.2	39.8	8.2	15.3
35～44歳	100.0	11.8	13.7	19.6	5.9	25.5	7.8	15.7
45～54歳	100.0	10.8	4.6	36.9	3.1	15.4	13.8	10.8
55～64歳	100.0	3.4	1.7	49.2	1.7	18.6	13.6	6.8
65歳以上	100.0	0.0	0.0	46.2	0.0	15.4	15.4	7.7
男	100.0	10.1	2.8	21.2	6.0	29.5	12.4	12.0
15～24歳	100.0	9.3	9.3	4.7	9.3	37.2	11.6	14.0
25～34歳	100.0	13.2	1.9	1.9	11.3	41.5	9.4	17.0
35～44歳	100.0	15.4	0.0	19.2	7.7	30.8	7.7	15.4
45～54歳	100.0	15.4	0.0	30.8	2.6	15.4	17.9	10.3
55～64歳	100.0	4.5	2.3	47.7	2.3	20.5	11.4	6.8
65歳以上	100.0	-	0.0	45.5	0.0	18.2	18.2	0.0
女	100.0	5.6	16.1	19.6	3.5	27.3	8.4	13.3
15～24歳	100.0	6.7	13.3	3.3	3.3	36.7	10.0	16.7
25～34歳	100.0	8.9	20.0	2.2	6.7	37.8	6.7	13.3
35～44歳	100.0	8.0	28.0	20.0	4.0	20.0	8.0	12.0
45～54歳	100.0	4.0	12.0	48.0	0.0	16.0	8.0	12.0
55～64歳	100.0	-	0.0	53.3	0.0	13.3	13.3	6.7
65歳以上	100.0	0.0	-	50.0	-	0.0	0.0	0.0

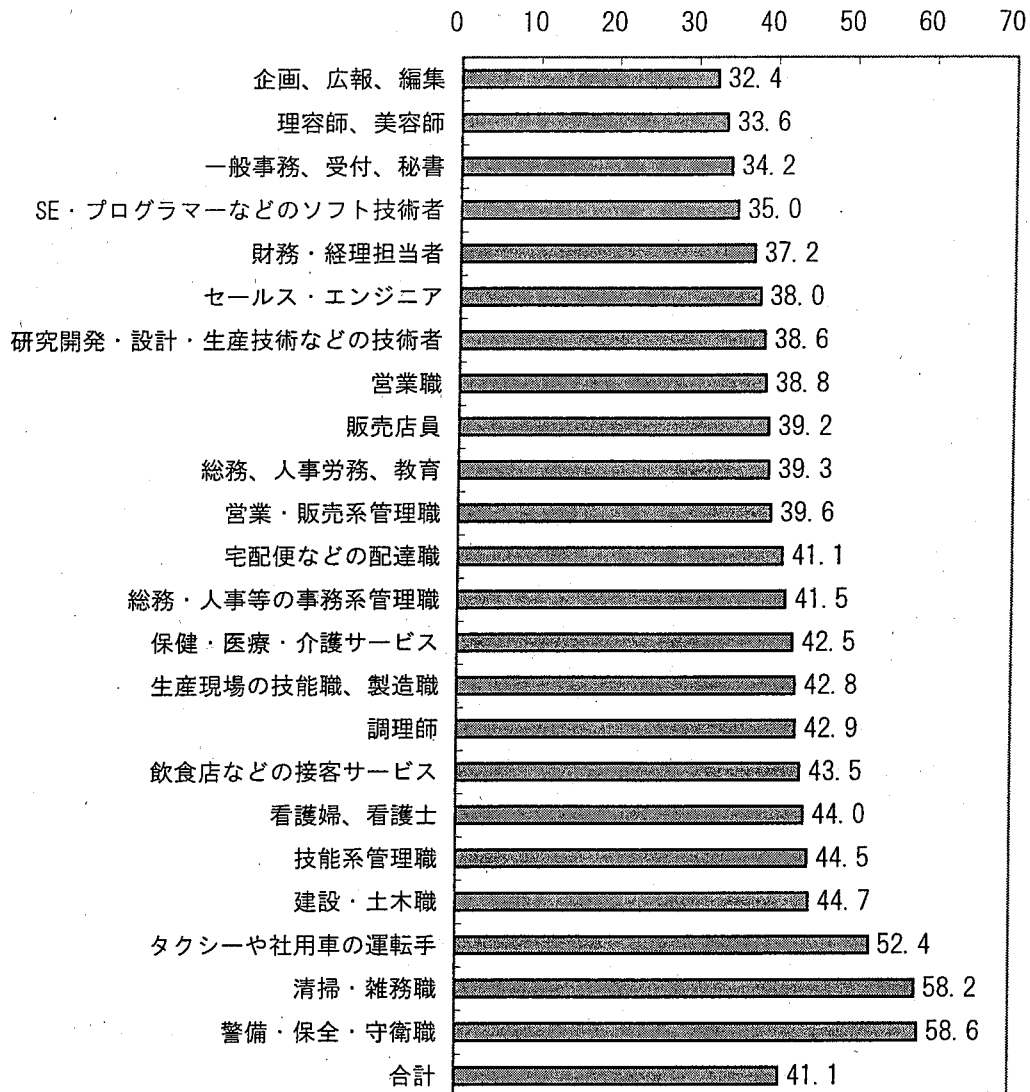
資料出所：総務省「労働力調査詳細集計」（平成14年1～3月平均）

(万人)

男女計	360	31	29	74	19	102	39	45
15～24歳	73	5	7	3	5	27	8	11
25～34歳	98	11	10	2	8	39	8	15
35～44歳	51	6	7	10	3	13	4	8
45～54歳	65	7	3	24	2	10	9	7
55～64歳	59	2	1	29	1	11	8	4
65歳以上	13	0	0	6	0	2	2	1
男女計	217	22	6	46	13	64	27	26
15～24歳	43	4	4	2	4	16	5	6
25～34歳	53	7	1	1	6	22	5	9
35～44歳	26	4	0	5	2	8	2	4
45～54歳	39	6	0	12	1	6	7	4
55～64歳	44	2	1	21	1	9	5	3
65歳以上	11	-	0	5	0	2	2	0
女	143	8	23	28	5	39	12	19
15～24歳	30	2	4	1	1	11	3	5
25～34歳	45	4	9	1	3	17	3	6
35～44歳	25	2	7	5	1	5	2	3
45～54歳	25	1	3	12	0	4	2	3
55～64歳	15	-	0	8	0	2	2	1
65歳以上	2	0	-	1	-	0	0	0

「企画、広報、編集」(32.4才)「一般事務、受付、秘書」(34.2才)は、30代前半が年齢上限になっている。

図表66 求人職種の上限年齢



資料出所：日本労働研究機構「求人への年齢制限に関する実態調査」（平成12年4月）

正規の職員・従業員として働く女性は末子の年齢による違いは小さいが、パート・アルバイトとして働く女性は末子の年齢15～17歳がピークとなっており、出産、子育てのために就業を中断した女性がパートやアルバイトとして再就職することが多いことが反映されている。

図表67 末子の年齢階級別子どもがいる世帯における妻の就業状態

	総数	末子の年齢 (歳)						
		0～3	4～6	7～9	10～12	13～14	15～17	18～
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	56.1	30.4	50.0	66.0	67.9	74.3	72.3	58.6
就業者	54.6	28.5	48.2	63.1	66.4	72.3	71.1	57.2
うち非農林業雇用者	44.1	23.3	41.0	51.8	56.4	58.4	60.7	44.4
(2月末1週間の就業時間)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
0～14時間	4.6	4.6	6.6	5.0	6.4	4.0	4.6	3.9
(10.5)	(19.7)	(16.2)	(9.6)	(11.4)	(6.8)	(7.6)	(8.7)	
15～34時間	19.1	8.0	15.7	24.8	25.7	27.7	28.9	19.0
(43.3)	(34.2)	(38.2)	(47.9)	(45.6)	(47.5)	(47.6)	(42.8)	
35時間以上	20.3	10.7	18.1	21.3	24.3	27.7	26.6	21.4
(45.9)	(46.1)	(44.1)	(41.1)	(43.0)	(47.5)	(43.8)	(48.2)	
うち役員を除く雇用者	42.3	22.7	39.8	49.6	55.0	57.4	59.0	41.8
正規の職員・従業員	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>
パート・アルバイト	16.9	12.9	16.3	17.0	20.7	22.8	20.8	16.4
派遣、その他	<40.0>	<56.8>	<40.9>	<34.3>	<37.7>	<39.7>	<35.3>	<39.2>
完全失業者	23.9	8.9	22.3	31.2	32.1	32.7	36.4	24.0
	<56.5>	<39.2>	<56.1>	<62.9>	<58.4>	<56.9>	<61.8>	<57.3>
非労働力人口	1.5	0.9	1.2	2.8	0.7	2.0	1.7	1.3
	<3.6>	<4.1>	<3.0>	<5.7>	<1.3>	<3.4>	<2.9>	<3.1>
うち就業希望者	1.6	1.2	1.2	2.8	0.7	3.0	1.7	1.4
(参考) 潜在的労働力人口	38.1	61.0	42.8	29.8	26.4	19.8	22.5	36.8
	20.1	37.4	31.9	21.3	19.3	13.9	13.3	11.7

注：(1) ()内は非農林業雇用者を、< >は役員を除く雇用者をそれぞれ100とした割合

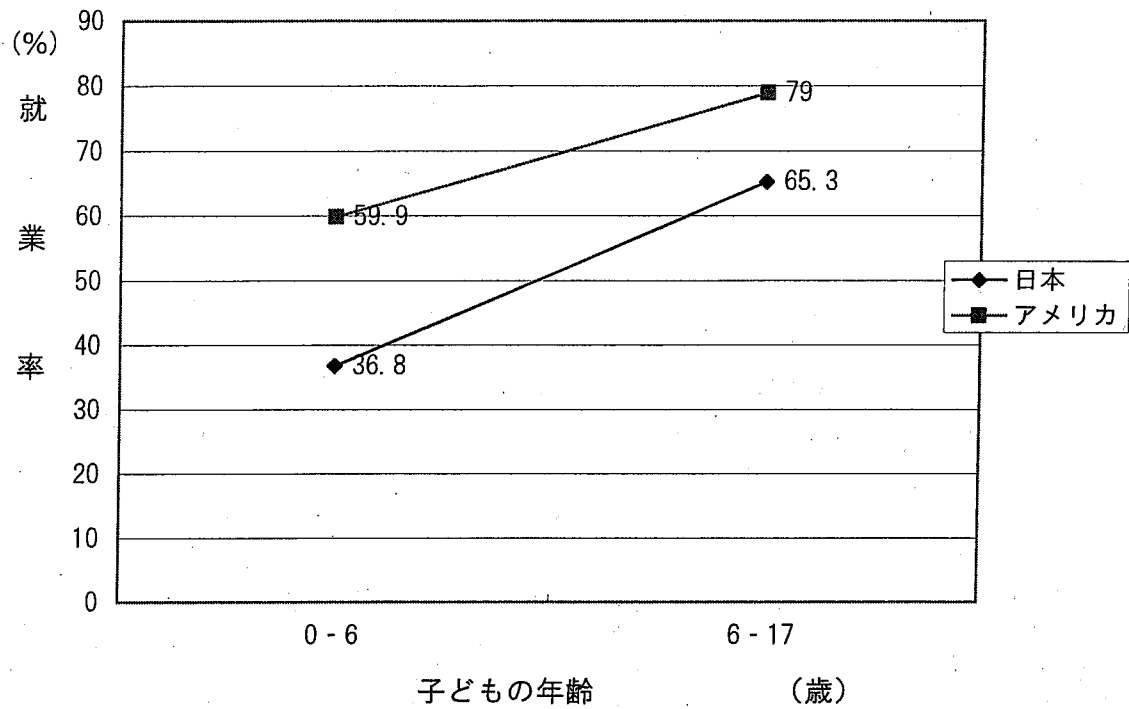
(2) 子供のいる世帯は、夫婦と子供から成る世帯数と、夫婦、子供と親から成る世帯数の合計。

(3) 潜在的労働力人口は、労働力人口と就業希望者の合計。

資料出所：総務省「労働力調査特別調査」(平成13年2月)

アメリカ、日本とも、小学校就学前の就業率が低い。日本は、3割台と特に低い。

図表68 子どものいる世帯での母親の就業率の日米比較



資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成13年)
United States Department of Labor 「Report on the American Workforce」(2001年)